

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第277号)の一部を次のように改正する。

別表岩戸住宅の項戸数の欄中「3」を「1」に改め、同表松木住宅の項及び谷ノ口住宅の項を削り、同表大窪団地の部中

「

霧島市霧島大窪1340番地	簡易耐火構造 平屋建	12	昭和 40
霧島市霧島大窪1340番地	簡易耐火構造 平屋建	4	昭和 44

を

」

「

霧島市霧島大窪1340番地	簡易耐火構造 平屋建	8	昭和 40
---------------	---------------	---	-------

に改め、同表

」

見次 3 住宅の項戸数の欄中「2」を「1」に改め、同表新川 6 住宅の項戸数の欄中「2」を「1」に改め、同表樗木段住宅の部中

「

霧島市福山町福山5150番地 33	簡易耐火構造 平家建	16
----------------------	---------------	----

を

」

「

霧島市福山町福山5150番地 33	簡易耐火構造 平家建	8
----------------------	---------------	---

に改める。

」

(霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号)の一部を次のように改正する。

別表第1 牧場住宅1号・2号の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老朽化した市営住宅の取壊しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。